

雇用調整助成金等に係る教育訓練費の支給額の一部引き下げについて

厚生労働省は、1月14日、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金に係る教育訓練費の支給額^{※1}について、平成23年4月1日^{※2}以降の申請分より、下記の通り一部引き下げを公表しました。

本件は、財源となる雇用保険二事業（保険料は事業主が全額負担）の財政状況が厳しいこと並びに一部で不正な受給がみられることから、平成23年度厚生労働省予算案にて措置されたものです。

- ※1 雇用調整助成金等の利用に際して、休業を行う代わりに教育訓練を実施する場合、賃金の一部が助成されるほか、教育訓練費が加算して支給されます。
- ※2 平成23年度厚生労働省予算案に基づく措置であるため、予算審議の状況により変更される場合があります。

※詳細につきましては下記HPにてご確認願います。

○PR「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金のうち、教育訓練費の支給額を一部引き下げます」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000109ri.html> (厚労省 HP)

<http://www4.cin.or.jp/download/sangyo/labor/110121/hikisage1.doc> (Word 形式)

○(リーフレット)「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 申請をお考えの事業主の方へ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000109ri-img/2r985200000109sz.pdf>

(pdf 形式)

<http://www4.cin.or.jp/download/sangyo/labor/110121/hikisage2.ppt> (ppt 形式)